

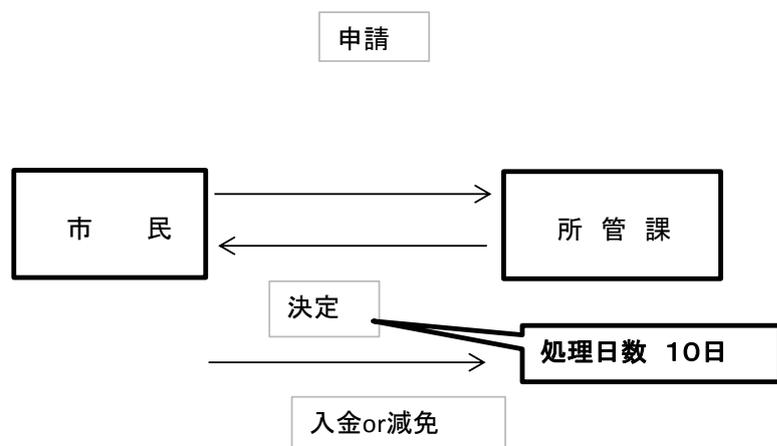
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 237

処 分 名	水道料金の減免	
処 分 の 概 要	共同給水施設(釣島)の水道料金について公益上特別の理由があると認めたときは、申請に基づき軽減、免除を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市共同給水施設条例(平成14年条例第19号)	
条 項	第14条	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	10日	
標 準 処 理 期 間	計	10日
審 査 基 準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市共同給水施設条例</p> <p>(料金の減免)</p> <p>第14条 市長は、公益上特別の理由があると認めたときは、料金を軽減し、又は免除することができる。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。